平成２８年（フ）第２５号
大分県杵築市大字猪尾998番地
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
茨城県鹿嶋市大字平井1177番地１（大川住宅Ａ）
債務者　綿引　和成
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　雅晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第２４６０号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目７番43号　メゾン広田Ⅱ101
債務者　佐藤　弘明
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６１号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目７番43号　メゾン広田Ⅱ101
債務者　佐藤利津子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８４０号
札幌市豊平区西岡５条13丁目９番５号
債務者　豊川　　貴
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０７５号
大阪府箕面市小野原東１丁目10番30号
債務者　笹山　和祐
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒鹿　高行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０６号
大阪府東大阪市吉田４丁目６番21号
債務者　テクノリンクコーポレーションこと古賀　健次
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　宗之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１２号
大阪府吹田市上山手町24―15ロイヤルプラザ千里807号室、住民票上の住所大阪府茨木市北春日丘１丁目11番16号
債務者　小澤　洋次
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９１６号
大阪市此花区高見１丁目７番15―2310号
債務者　一明　宣子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　明典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３５号
堺市南区原山台２丁３番３―1117号
債務者　髙島　省三
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６４０号
名古屋市北区如意１丁目37番地　長谷川産業ビル302号
債務者　ローソン北区新沼町店こと安田光雄こと　安　　東濬
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０５号
名古屋市中区栄５丁目23番25号　５丁目ビル202号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目46番３号　オリエントビル２Ｆ―Ｂ号
債務者　迫中　文子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５７号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅２棟304号
債務者　藤井惠美子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１１号
名古屋市中川区伏屋４丁目1501番地　中伏屋荘Ｔ―５棟203号
債務者　飼沼　千里
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３２号
愛知県豊田市深田町３丁目61番地１　シャトルイヨダ４―Ｂ号、前住所愛知県豊田市永覚町西訳67番地５　アマノマンション205号
債務者　新村　孝博
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
愛知県岡崎市明大寺町字耳取98番地２　クレール東岡崎　101
債務者　片桐　幹以
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４６７号
大阪市東淀川区豊新５丁目12番15号
債務者　安部　正治
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部